

## 第2章 方針の基本的事項

### 1 背景

平成4(1992)年に国際的なルールとして生物多様性条約が採択され、平成7(1995)年には国の基本計画として生物多様性国家戦略が策定されました。平成20(2008)年には生物多様性に関する基本法として生物多様性基本法が制定され、その第13条で生物多様性地域戦略の策定が地方自治体の努力義務として規定されました。

平成22(2010)年の第10回生物多様性条約締約国会議(COP10)では、具体的な世界目標として愛知目標が決定されました。これを受け、平成24(2012)年に生物多様性国家戦略2012-2020が策定され、愛知目標の達成に向けたロードマップとそれに関する具体的な施策が提示されました。

このように生物多様性に関する機運が高まる中、本市の生物多様性を総合的・計画的に保全・創出するため、平成27(2015)年12月に本市が策定した第四期環境基本計画において、武蔵野市生物多様性基本方針を策定することが明記されました。

### 2 目的

本方針の大きな理念は、私たちが生物多様性の恵みを持続的に受け続けるために、生物多様性を保全することです。

それを前提に、次の3つの目的があります。

- ① 武蔵野市の生物多様性の現状、課題、目指すまちの姿等を明らかにすること。
- ② 生物多様性に係る施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進すること。
- ③ 生物多様性の意義や具体的対策等を広く市民等に啓発すること。

#### 【愛知目標について】

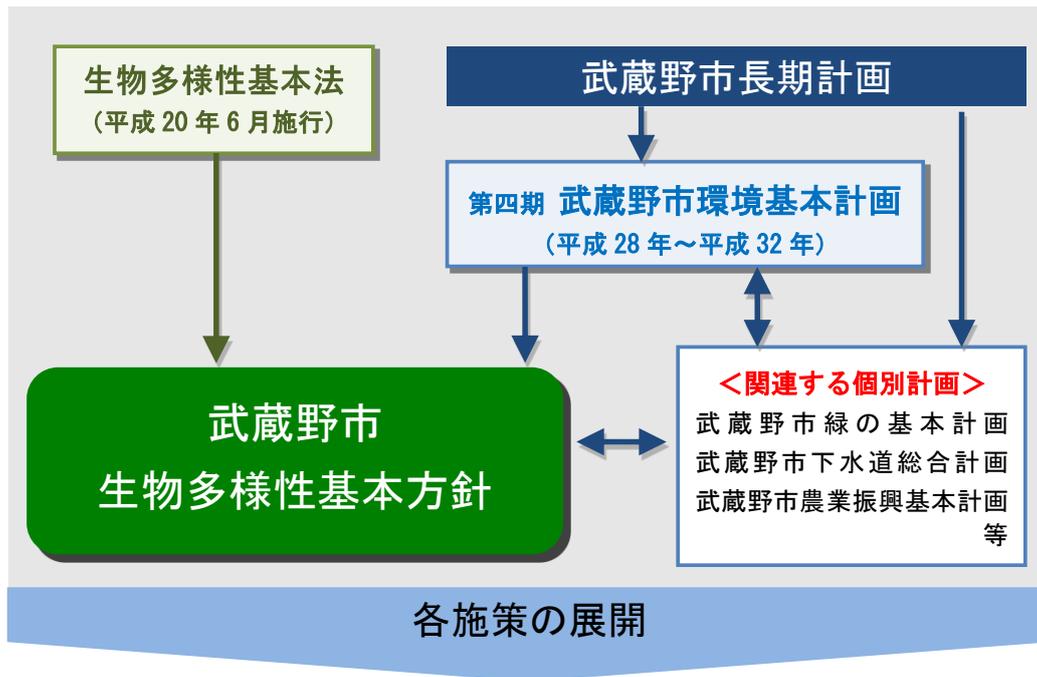
愛知目標は、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに効果的かつ緊急の行動の実施を国際社会に求めるもので、20の個別目標から成り立っています。



COP10の様子  
(写真提供:環境省)

### 3 位置づけ

本方針は本市の生物多様性に関する施策の大きな方向性を指し示すもので、生物多様性基本法の定める生物多様性地域戦略として位置づけるとともに、本市の環境分野のマスタープランである武蔵野市環境基本計画の下位計画として位置づけます。また、武蔵野市緑の基本計画等の関連計画とも整合を図りながら推進するものとしします。



### 4 方針の推進

本方針に基づいて各取り組みを実施し、その成果については、年次報告書「武蔵野市の環境保全」において評価し、環境市民会議の審議を受けます。

また、随時本方針を見直します。

### 5 対象区域

本方針を適用する区域は、武蔵野市全域とします。

ただし、生きものの移動は市境と関係なく行われることから、市外関係者との連携等の広域的な視点を考慮することとします。